

情報処理安全確保支援士

実施: 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

- ☐

1. 登録日と受付期限を確認する

登録日は年2回（4月1日・10月1日）です。4月1日登録分は2月15日まで、10月1日登録分は8月15日まで（いずれも当日消印有効）に申請書類が必要です。合格証書を紛失している場合は合格証明書の交付手続きから始める必要があり時間がかかるため、早めに着手してください。

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/touroku/to-register.html>

確認済み（2026/7/24）
- ☐

2. 必要書類をそろえ、登録免許税と登録手数料を納付する

必要書類は、登録申請書（現状調査票を含む）・誓約書・試験の合格証書のコピー又は合格証明書の原本・戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（原本）・登録事項等公開届出書・登録申請チェックリストの6点です。登録免許税9,000円は収入印紙を購入して登録申請書に貼付し、登録手数料10,700円はIPA指定の銀行口座に振り込んで、その証明書類を申請書に貼り付けます。

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/formlist/new-request.html>

確認済み（2026/7/24）
- ☐

3. 申請書類をIPAへ簡易書留で郵送する

書類一式を簡易書留でIPA（デジタル人材センター 人材スキルアセスメント部 登録・講習グループ 登録係）へ郵送します。窓口・オンラインでの提出ではない点に注意してください。最新の送付先・様式は必ず公式でご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/formlist/new-request.html>

確認済み（2026/7/24）
- ☐

4. 登録後は3年ごとの更新（講習の受講）が必要

登録の有効期間は登録日または更新日から3年です。更新申請には、直近の登録日・更新日から3年以内にオンライン講習を3回（1回／年）修了し、加えてIPA又は民間事業者等が行う実践講習のいずれか1つを1回修了していることが必要です。登録更新申請は更新期限の60日前までに行います。

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/forriss/koushin.html>

確認済み（2026/7/24）

手続きの記録

申請書を提出した日		提出方法（窓口／郵送／オンライン）	
納めた金額の合計		追跡番号・受付番号	
登録証・免許証が届いた日		問い合わせ先の電話番号	

登録したあとの期限

情報処理安全確保支援士は取得後も3年の有効期間があります。更新の申請締切は有効期限より前に設定されていることが多く、講習の受講が要る場合もあります。更新手続きの詳細は次のページにまとめています。

<https://qualor.net/renewal>

登録日を必ず控えておいてください（上の「手続きの記録」欄）。更新の期限は登録日から数えます。

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor (qualor.net) / 2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/joho-anzen-shiensi>